

ボランティア活動支援事業を受け付けます

～自らの地域やまちを愛し、身近なところから、
できることから、仲間たちとともに
つくりあげていく楽しさを応援します～



※ボランティア等の活動をしている人や組織の登録、活動に参加したい人の登録も受け付けます。活動組織の情報を整理し、活動に参加したい人に情報提供します。

町では「町民主体のまちづくり」を進めるうえで、まちづくりの原点ともいえる自治会やボランティアの活動を応援します。昨年度までは、自治会などの地域型コミュニティの活動を応援を進めてきましたが、今年度からボランティア、民間非営利組織（NPO）などのテーマ型コミュニティの創出・育成も支援していきます。

何かを始めようと考えている人、またはすでに何らかの活動に取り組んでいる人、ぜひ奨励金をご活用ください。

■対象者／法人格の有無を問わず町内に事務所を有し、5人以上で構成するボランティアなどで、安全で快適な暮らしができる地域やまちづくりに貢献できる人

■対象にならないもの

(1) 町などが実施する他の財政的支援の対象となるもの

(2) 活動の主たる効果が町外で生じるもの

(3) 活動の利益などを構成員で分配するもの

■奨励金の限度額／年間5万円を限度

☎企画課企画調整係【☎028(677)6012】

町民主体のまちづくりを進めます

芳賀町民の意見提出手続（パブリック・コメント）条例が制定されました

町では、「町民主体のまちづくり」を進めるための『まちづくり基本条例』と、これを進める具体的な方法の一つとしての『芳賀町民の意見提出手続条例』が4月1日から施行されます。

パブリック・コメントとは

町の基本的な政策などの策定にあたり、それらの趣旨、目的、内容などを実施機関（町長など）が公表し、広く町民から意見及び情報を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見などに対する町の考え方を公表する一連の手続きです。

導入の目的

○町民主体のまちづくりの実現
(1) 町から町民への説明責任（政策形成過程の公正の確保と透明性）を果たします。
(2) 町民の町政への積極的な参画を促進します。

制度の対象

(1) 振興計画やその他町の基本的な政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定または改定。
(2) 町政の基本的な制度を定める条例または町民に義務を課し、権利を制限する条例の制定または改廃に係る基本となる方針。
(3) 町の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定または改定。
(4) その他、実施機関が必要と認めるもの。

※詳しくは、広報が2月号をご覧ください。
なお、本条例についての意見募集（パブリック・コメント）を2月に実施しましたが、資料の問い合わせのみでした。条例と解説については、町ホームページのほか、企画課 生涯学習センターおよび各分館で配布します。

手続きの流れ

- ① 素案の作成
- ② 素案の公表・意見募集
素案の全部（または要約）および付属資料を町ホームページ、所管課窓口、生涯学習センター・各分館で公表します。1月程度の意見募集期間を設け、手紙、FAX、Eメールなどで意見を募集します。
- ③ 町民の意見聴取・検討
- ④ 案の決定・結果公表
提出された意見を反映させ、町としての案を決定します。また、その際、提出された意見に対する町の考えを町ホームページなどで公表します。

対象となる活動例	
主な活動分野	交付対象活動事例
保健・医療・福祉	高齢者・障害者への介護サービス、障害者の自立生活支援、高齢者への配食・高齢者の移送サービスなど
社会教育	生涯学習推進、生きがいづくり、地域と学校の連帯など
まちづくり	地域おこし、祭り、地域産業活性化、地域通貨など
文化・芸術・スポーツ	美術・博物・郷土資料の解説、スポーツ指導など
環境保全	里山保護、リサイクル運動推進、省エネ推進など
災害救援	災害予防活動、災害被害者への支援・復興活動など
地域安全	交通安全、犯罪防止、バリアフリーなど
人権擁護・平和推進	人権啓発、子どもの虐待防止、知的障害者自立支援など
国際協力	交際交流、教育支援、途上国からの研修生受け入れなど
男女共同参画社会形成	女性の自立支援・地位向上、男女の雇用機会の均等を求める活動など
子どもの健全育成	遊び方の伝承、乳幼児の母親グループ、子育て支援など
情報化社会の発展	パソコン学習支援・機器支援、IT講師派遣など

まちづくり委員会委員を募集します

4月1日から施行される『まちづくり基本条例』に基づき、町民主体のまちづくりについて協議していただく「まちづくり委員会」を設置します。この委員会の委員5人を公募します。
※このほか各地域づくり委員会から男女各15人が委員になります。

- 応募資格／芳賀町のまちづくりを一緒に考えてくださる人（町内在住・在勤で20歳以上）
 - 活動期間／2年（平成20年3月31日まで）
 - 活動内容／まちづくり・地域づくりのあり方について協議
 - 活動時間／平日の夜（19:30～21:30）に隔月1回程度開催
 - 謝 礼／図書カード（年間1万円分）
 - 募集期間／平成18年4月28日（金）必着
 - 応募方法／応募の動機、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記のうえ、下記まで郵便、FAX、Eメールでご応募ください。
〒321-3392 芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町企画課企画調整係あて 【FAX028(677)3123】
☒kikakutyousei@town.haga.tochigi.jp
- ☎企画課企画調整係【☎028(677)6012】

